

千葉科学大学大学院学則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 千葉科学大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法および学校教育法の本旨にのっとり学術の理論および応用を教授・研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを趣旨とする。

(課 程)

第2条 本大学院の課程は、博士課程とし、これを前期2年課程（以下「修士課程」という。）および後期3年課程（以下「博士課程（後期）」という。）に区分する。

（研究科・専攻および学生定員）

第2条の2 本大学院には、次の研究科・課程・専攻をおき、学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名		入学定員	収容定員
	修士課程	博士課程（後期）		
薬科学研究科	薬科学専攻		10名	20名
		薬科学専攻	5名	15名
危機管理学研究科	危機管理学専攻		5名	10名
		危機管理学専攻	3名	9名

(目 的)

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程（後期）は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（研究科および専攻の教育研究上の目的）

第3条の2 研究科および専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を次のとおりとする。

- (1) 薬科学専攻修士課程は、学部における一般のおよび専門的教養の基礎の上に、専門の教育と研究を通して広範な学識と、研究能力と、さらに進んで研究指導能力を養うとともに、薬学の進展に寄与できる人材の養成を目的とする。
- (2) 薬科学専攻博士課程（後期）は、健康の維持・増進や病気の治療に貢献することを目標に、新しい薬の創製や薬物の作用機能の解明、さらに医療の中での薬物の適正使用に関する研究を重視し、創薬・生命科学の領域でリーダーシップをとり、薬を通して社会に貢献できる人材の養成を目的とする。
- (3) 危機管理学専攻修士課程は、国際的にも大きな取り組みが求められる温暖化などの地球環境問題やこれまでに例を見なかった様な大規模災害に的確に対応するため、従来の学部学科の枠組みを超えてより高度な専門知識を備えた危機管理の専門家を養成することを目的とする。
- (4) 危機管理学専攻博士課程（後期）は、自立して研究活動を行うとともに、危機管理対策に精通して、環境・災害・医療技術の各分野の知識を総合的に連携し、知識・判断力と経験を兼ね備えた危機管理の中核を担うことが出来る人材の養成を目的とする。

(修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は2年とする。博士課程（後期）の標準修業年限は3年とする。

(最長在学年限)

第5条 本大学院における最長在学年数は、修士課程にあつては4年、博士課程（後期）にあつては6年とする。

第2章 学年・学期および休業日

(学年・学期および休業日)

第6条 学年・学期および休業日は、千葉科学大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

第3章 授業科目・および課程の修了要件について

(授業科目および単位数)

第7条 本大学院において開設する授業科目および単位数は、別表Iのとおりとする。

(授業科目の単位の基準)

第8条 授業科目の単位の基準については、本学学則を準用する。ただし、大学院が一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習および実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学設置基準第21条第2項各号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(研究指導)

第9条 本大学院における研究指導の内容等については別に定める。

(課程の修了要件)

第10条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査ならびに最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程の修了要件については、次のように定める。

(1) 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在籍し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、56単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査ならびに最終試験に合格することとする。

(2) 大学院学則第17条第2項第2号・第3号・第4号の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者が、博士課程（後期）に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査ならびに最終試験に合格することとする。

(授業科目の単位の認定等)

第11条 授業科目の単位の認定および学業成績については、本学学則を準用する。

(他の大学院における授業科目の履修)

第11条の2 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合および外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条の3 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院又は外国の大学院（外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合および外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は第11条の2の規定により修得した単位と併せて10単位を超えないものとする。

第4章 学位論文および最終試験

(学位論文の審査等)

第12条 修士および博士の学位論文の審査については、別に定める。

(最終試験)

第13条 修士課程および博士課程(後期)の最終試験は所定の単位を修得し、かつ学位論文の審査にそれぞれ合格した者について行う。

第5章 学位の授与

(学位)

第14条 本大学院の修士課程を修了した者に次の学位を授与する。

薬科学研究科	修士(薬科学)
危機管理学研究科	修士(危機管理学)

2 本大学院の博士課程(後期)を修了した者に次の学位を授与する。

薬科学研究科	博士(薬科学)
危機管理学研究科	博士(危機管理学)

(学位の授与)

第15条 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第6章 入学資格等について

(入学の時期)

第16条 入学は学年の始めとする。

2 前項の規程にかかわらず修士課程の外国人留学生、帰国子女および社会人の入学については、教育上支障がない場合に限り後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 本大学院の修士課程に入学することができる者は次の各号の一に該当し、かつ入学試験に合格した者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2 博士課程(後期)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ入学試験に合格した者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (6) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願)

第18条 前項の規定より入学を志望する者は、所定の入学願書に必要書類および入学検定料を添え

て願ひ出なければならぬ。
2 入学願書の受付期間は別に定める。

(入学者の選考)

第19条 入学者の選考は、別に定めるところによりこれを行う。

第7章 管理運営組織

(大学院研究科委員会)

第20条 本大学院に薬科学研究科委員会、危機管理学研究科委員会をおく。

2 各研究科委員会は、大学院担当の専任助教以上の教員をもって構成する。

3 各研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 大学院の教育課程の編成に関する事項
- (2) 大学院の教員の任用の推薦に関する事項
- (3) 入学、修了及び身上に関する事項
- (4) 学位ならびに論文に関する事項
- (5) 試験・単位認定に関する事項
- (6) 大学協議会からの諮問に関する事項
- (7) その他大学院各研究科に関する重要事項

4 本条第3項第2号及び特に重要な事項については、専任教授で審議する。

5 本条第3項第4号のうち博士の学位並びに論文に関する事項については博士課程(後期)の専任教授で審議する。

6 研究科委員会に関する規程は別に定める

第8章 入学検定料・入学金および授業料等

(入学検定料・入学金・授業料等の額)

第21条 入学検定料・入学金および授業料等は別表Ⅱのとおりとする。

(授業料等の納付)

第22条 授業料等の諸納付金は所定の期日までに納入しなければならない。

2 所定の期日までに納入金を怠っている者は、それを納入するまで授業および試験に出席することならびに附属図書館備えつけの図書を開覧することを禁止することがある。

第9章 研究生・委託生・科目等履修生・外国人留学生

(研究生)

第23条 本大学院に大学院研究生を受け入れることができる。

2 大学院研究生に関し、必要な事項は別に定める。

(委託生)

第24条 国内の大学・官公庁、またはその他の機関から、第19条の規定によらないで本大学院の修士課程の修学を委託されたとき、正規の学生の修学に妨げのない限り、当該研究科委員会の議に基づき選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は大学学則を準用する。

(科目等履修生)

第25条 本大学院の授業科目の一部について、履修を願ひ出た者がある時は、正規の学生の修学に妨げのない限り、当該研究科委員会の議に基づき選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の検定料・入学金および履修料は別表Ⅲのとおりとする。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第26条 日本国以外に居住する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第10章 雑 則

(準用規程)

第27条 この学則に定めのない事項については、本学学則を準用する。

附 則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

なお、薬科学研究科薬科学専攻修士課程において、平成 21 年度以前に入学した学生は、第 7 条について、従前の規定による。また、旧 4 年制薬学科を基礎とする薬科学研究科薬科学専攻修士課程は平成 21 年度をもって募集停止とする。

附 則 この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表 I (授業科目および単位数)

本大学院において開設する授業科目および単位数は次のとおりとする。

1. 薬科学研究科

① 薬科学専攻・修士課程

専攻等の名称	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
薬科学専攻	基礎薬学概論	2	創薬科学特論 I A (有機化学・資源分野)	2	創薬科学特論 I B (有機化学・資源分野)	2
	創薬科学特論 I C (有機化学・資源分野)	2	創薬科学特論 II A (生化学・分子生物分野)	2	創薬科学特論 II B (生化学・分子生物分野)	2
	創薬科学特論 III A (物理・分析分野)	2	創薬科学特論 III B (物理・分析分野)	2	創薬科学特論 IV A (応用微生物・衛生分野)	2
	創薬科学特論 IV B (応用微生物・衛生分野)	2	創薬科学特論 IV C (応用微生物・衛生分野)	2	生命科学特論 I A (薬理・病態分野)	2
	生命科学特論 I B (薬理・病態分野)	2	生命科学特論 I C (薬理・病態分野)	2	生命科学特論 II A (薬物治療・薬剤学分野)	2
	生命科学特論 II B (薬物治療・薬剤学分野)	2	生命科学特論 II C (薬物治療・薬剤学分野)	2	創薬科学演習 I A (有機化学・資源分野)	4
	創薬科学演習 I B (有機化学・資源分野)	4	創薬科学演習 I C (有機化学・資源分野)	4	創薬科学演習 II A (生化学・分子生物分野)	4
	創薬科学演習 II B (生化学・分子生物分野)	4	創薬科学演習 III A (物理・分析分野)	4	創薬科学演習 III B (物理・分析分野)	4
	創薬科学演習 IV A (応用微生物・衛生分野)	4	創薬科学演習 IV B (応用微生物・衛生分野)	4	創薬科学演習 IV C (応用微生物・衛生分野)	4
	生命科学演習 I A (薬理・病態分野)	4	生命科学演習 I B (薬理・病態分野)	4	生命科学演習 I C (薬理・病態分野)	4
	生命科学演習 II A (薬物治療・薬剤学分野)	4	生命科学演習 II B (薬物治療・薬剤学分野)	4	生命科学演習 II C (薬物治療・薬剤学分野)	4
	特別研究	1 6				

② 薬科学専攻・博士課程 (後期)

専攻等の名称	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
薬科学専攻	特別講義 I	1	特別講義 II	1	特別講義 III	1
	生命科学ゼミナール I	6	生命科学ゼミナール II	6	生命科学ゼミナール III	6
	特別研究	1 5				

2. 危機管理学研究科

① 危機管理学専攻・修士課程

専攻等の名称	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
危機管理学専攻	総合危機管理特論Ⅰ (基盤)	4	総合危機管理特論Ⅱ (環境)	4	総合危機管理特論Ⅲ (災害)	4
	総合危機管理特論Ⅳ (医療技術)	4	リスク評価特論Ⅰ (表層地質環境)	2	リスク評価特論Ⅱ (水環境・化学物質リスク)	2
	リスク評価特論Ⅲ (生命環境)	2	リスク評価特論Ⅳ (臨床分析化学)	2	リスク評価特論Ⅴ (産業災害)	2
	リスク評価特論Ⅵ (火災・爆発)	2	リスク評価特論Ⅶ (災害心理)	2	リスク評価特論Ⅷ (環境と臨床検査)	2
	リスク評価特論Ⅸ (健康管理と臨床検査)	2	リスク評価特論Ⅹ (感染症と臨床検査)	2	リスク評価特論ⅩⅠ (医療安全管理学概論)	2
	総合危機管理演習Ⅰ (環境)	4	総合危機管理演習Ⅱ (災害)	4	総合危機管理演習Ⅲ (医療技術)	4
	特別研究Ⅰ	4	特別研究Ⅱ	6		

② 危機管理学専攻・博士課程(後期)

専攻等の名称	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
危機管理学専攻	総合危機管理学特別講義	2	総合危機管理学ゼミナールⅠ(対策論)	2	総合危機管理学ゼミナールⅡ(環境)	4
	総合危機管理学ゼミナールⅢ(災害)	4	総合危機管理学ゼミナールⅣ(医療技術)	4	特別研究	12

別表Ⅱ【納付金】

一、入学検定料

35,000 円

二、入学金

200,000 円

三、授業料、その他納付金

(単位：円)

年度	区 分		授業料	その他納付金	
				実験実習費	施設設備費
平成 22 年度 生 以 降	薬科学研究科	修士課程	680,000	150,000	150,000
		博士課程	680,000	150,000	150,000
	危機管理学研究科	修士課程	650,000	150,000	150,000
		博士課程	650,000	150,000	150,000

別表Ⅲ【科目等履修生の納付金】

薬科学研究科

(単位：円)

検定料	入学金	1 単位当たりの履修料	
		講義科目	実験実習科目
12,000	20,000	25,000	30,000

危機管理学研究科

(単位：円)

検定料	入学金	1 単位当たりの履修料	
		講義科目	実験実習科目
12,000	20,000	24,000	30,000